

公益財団法人京都府国際センター交流スペース等利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人京都府国際センター（以下「センター」という。）がセンター管理運営要領第2条において設置する交流スペース及びレッスンテーブル並びにその施設（以下「交流スペース等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 交流スペース等は、多文化共生、国際交流、国際協力、国際理解等の促進を通じて地域の国際化に資する活動（以下「国際活動」という。）のために利用するほか、センターが適当と認める目的のために利用することとし、詳細は別に定めることとする。

(利用時間)

第3条 交流スペース等を利用しようとする者（センターを除く。以下同じ。）は、センターの開館時間内において使用できるものとし、使用後は閉館時間までに速やかにセンターを退出しなければならない。

(交流スペース等の利用)

第4条 パーテーション等で区切られた交流スペース（以下「交流スペース」という。）及びレッスンテーブルは、原則としてセンターが主催または共催して実施する事業等に利用する。

2 次に掲げる団体等は、前項の規定による利用を妨げない限りにおいて、センターが必要と認める時は、交流スペース及びレッスンテーブルを利用することができる。

- ① センターの賛助会員である団体または個人
- ② 京都府内で国際活動を行う団体または個人
- ③ その他センターが適当と認める団体または個人

3 前項による交流スペース利用において、当該団体等構成員以外の一般の者（以下「一般者」という。）が参加する場合は、原則として、一般者から参加料金を徴収することはできない。ただし、徴収する金額が、スペース利用費、資料費、材料費等に係る実費相当額であるときは、この限りでない。

(利用上の禁止事項)

第5条 交流スペース等の利用に当たっては、次のことを禁止する。

- ① 法令、公序良俗に反するおそれのある行為を行うこと
- ② 宗教、政治、営業活動（以上、勧誘を含む）またはそれに類する行為を行うこと
- ③ 音漏れ等により他の来館者による利用及びセンター事務局の業務に支障を及ぼす行為を行うこと

- ④ その他、来館者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行うこと
- ⑤ 申込内容と異なる行為を行うこと
- ⑥ 利用の権利を第三者に譲渡、転貸すること
- ⑦ 飲食を行うこと（ただし、会議等に通常提供される茶菓類（コーヒー、ジュース、軽食等）については、この限りでない。この場合においても、アルコール飲料は禁止する。）
- ⑧ ガス、石油、電熱器具等を持ち込むこと
- ⑨ 危険物等を持ち込むこと
- ⑩ 施設に直接工作（釘うち、削り）を行うこと
- ⑪ 施設を汚損するおそれのある道具、器具を使用すること
- ⑫ 喫煙を行うこと

（利用上の留意事項）

第6条 交流スペース等の利用に当たって、利用者は次のことに留意しなければならない。

- ① ゴミは、利用者が持ち帰ること
- ② 来館者の誘導、盗難・事故防止は、利用者の責任で行うこと
- ③ スペース等及び共有スペースで騒がないこと
- ④ 原則として公共交通機関を利用するとともに、来館者に周知すること
- ⑤ 利用者の持参物の盗難・紛失・破損等について、センターは一切管理責任を負わないこと
- ⑥ 会場使用中に発生した人的・物的損害にかかる賠償は、利用者が負担すること
- ⑦ 一般参加者も来館する会議等を行う場合は、周知媒体における問い合わせ先を利用者とする

（利用手続き）

第7条 交流スペースまたはレッスンテーブルを国際活動に利用しようとする者は、利用しようとする日の3か月前から利用しようとする日の3日前（当該日がセンターの閉館日に当たる場合は、それ以前の開館日）までに、別記様式により利用申込書を提出し、センターの承認を得なければならない。なお、一般者が来館する利用形態の場合は、センターによる利用承認後、周知内容が確定し次第、周知内容をセンターに届け出て承認を受けなければならない。

2 国際活動以外の目的でセンターが適当と認める目的のために利用しようとする者は、利用しようとする日の2か月前以降の日において、国際活動による利用申し込みがない場合に限って、利用申し込みを行うことができるものとする。

（利用の不承認等）

第8条 交流スペース等の利用が、センターの運営管理上支障を及ぼすとき、そのおそれがあると認められるとき、または第5条に定める禁止事項に該当すると認められるとき

は、センターは交流スペース等の利用を承認しないものとする。また、利用中の場合にあっては、利用を中止させることができる。

(利用申込の取消・変更)

第9条 第7条に定める利用手続きにより交流スペースまたはレッスンテーブルを予約した者は、利用申込の内容を変更しようとする場合は利用日の前日までにセンターに申し出て了承を得なければならない。

2 利用承認後のキャンセルは、原則として認めない。ただし、利用日の前日までに申し出があり、センターがやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(利用料)

第10条 交流スペース等を利用しようとする者は、別表に定める利用料を、原則として事前に納付しなければならない。ただし、センターが必要と認めた場合は、利用料を免除することができる。

2 既に納付された利用料は、原則として返還しない。

(指示の順守)

第11条 交流スペース等を利用しようとする者及び利用中の者は、センターの指示に従わなければならない。

(原状回復)

第12条 交流スペース等の利用者は、当該スペース使用后、速やかに整頓、清掃等を行い、使用前の原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 交流スペース等の利用者は、設営物、設備等を破損、汚損等した場合は、速やかにセンター職員に報告し、必要に応じて生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、交流スペース等の利用に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成9年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。